

食安輸発0327第1号
平成27年3月27日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ベトナム産養殖えびのスルファジアジン、中国産未成熟えんどうのジニコナゾール、米国産ブルーベリーのプロフェジン、中国産未成熟えんどうのピリダベン、ホワイトペッパーのアフラトキシン及びベルギー産サルシフィーのジフェノコナゾール)

「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第10号（最終改正：平成27年3月13日付け食安輸発0313第6号）に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、ベトナム産冷凍養殖えびにおいて、また、地方自治体の収去検査の結果、中国産未成熟えんどうにおいて、食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、下記の項目に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2（製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。）及び別表第3に下記を追加（ただし、中国産未成熟えんどうについては、別表第2のみ追加。）します。

米国産ブルーベリーについては、平成26年5月15日付け食安輸発0515第1号によりプロフェジンに係るモニタリング検査強化を実施しているところですが、今般、輸出者名について変更されているとの情報を入手したことから、同通知の別表第3中、製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄に WISMETTAC ASIAN FOODS を追加します。

また、これまでの検査実績を踏まえ、同通知の別表第2から中国産未成熟えんどうのピリダベンの項を削除し、過去一年間の検査実績を踏まえ、同通知の別表第2から中国産ホワイトペッパーのアフラトキシンの項を削除し、同通知の別表第2及び別表第3からベルギー産サルシフィーのジフェノコナゾールの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成27年3月27日	ベトナム	養殖えび及びその加工品（簡易な加工に限る。）	スルファジアジン	VIETNAM CLEAN SEAFOOD CORPORATION
平成27年3月27日	中国	未成熟えんどう（さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。）及びその加工品（簡易な加工に限る。）	残留農薬（ジニコナゾール）	